

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第118号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第3条の表大学院研究科手当の款芸術大学に勤務し、学部の授業に加え、大学院研究科の授業を常時担当する職員の項中「助教授」を「准教授」に改める。

第5条表以外の部分中「6級又は7級」を「5級又は6級」に改め、同条の表特殊現場作業手当の款市民美化センターに勤務する職員の項を次のように改める。

生活環境美化 センターに勤 務する職員	死獣の収集又は自動車による運搬の業務に従事したとき。	日額 300円
	作業ピット内等における自動車等の整備又は修理の業務に従事したとき。	日額 300円
	し尿の収集作業又は公衆便所に関する作業の現場において当該作業の指揮監督の業務に従事したとき。	日額 200円
	し尿の収集若しくは自動車による運搬の業務又は公衆便所に関する業務に従事したとき。	日額800円（作業長にあっては、400円）
	し尿の収集又は運搬業務を委託している業者への指導業務に従	日額 400円

	事したとき。	
--	--------	--

第5条の表特殊現場作業手当の款生活環境事務所に勤務する職員の項を削り、同款クリーンセンターに勤務する職員の項中「6級又は7級」を「5級又は6級」に、「4級又は5級」を「又は4級」に改め、同表用地交渉等手当の款適正処理施設部管理課に勤務する職員の項中「適正処理施設部管理課」を「適正処理施設部施設管理課」に改める。

第8条の表社会福祉業務手当の款若杉学園に勤務する保育士、福祉施設指導員又は心理職員（指導係長を含む。）の項中「指導係長」を「支援係長」に改める。

第10条の表特殊現場作業手当の款管理部監理検査課に勤務する職員の項を削り、同款土木事務所、公園管理事務所又は宝が池公園事務所に勤務する職員の項中「土木事務所」を「土木管理部放置車両対策課、土木事務所」に改め、同表用地交渉等手当の款都市整備部の区画整理課若しくは拠点整備課、用地室又は区画整理事務所に勤務する職員の項中「用地室又は区画整理事務所」を「区画整理事務所又は事業推進室」に改める。

第13条第3項第2号中「生活環境事務所」を「生活環境美化センター」に改め、「職員」の右に「（生活環境美化センターにあっては、し尿の収集若しくは自動車による運搬の業務又は公衆便所に関する業務に従事する職員に限る。）」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この規則による改正後の京都市職員特殊勤務手当支給規則第10条の表特殊現場作業手当の款土木管理部放置車両対策課、土木事務所、公園管理事務所又は宝が池公園事務所に勤務する職員の項の規定は、平成18年4月1日から平成19年3月31日ま

での間の特殊勤務手当についても適用する。この場合において、同項中「土木管理部放置車両対策課」とあるのは、「道路部放置車両対策課」とする。

(総務局人事部給与課)